

「積水ハウスオーナーでんき 需給契約」重要事項説明書

ご契約前に「積水ハウスオーナーでんき需給契約書」の記載内容と合わせてご確認ください。

1. 個人情報の取り扱いについて

- 契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、積水ハウス株式会社(以下、積水ハウスといいます。) および大阪ガス株式会社(以下、大阪ガスといいます。)のプライバシーポリシーに従い取り扱います。積水ハウスは、お客さまに電気料金、使用量等を通知するために必要な情報を大阪ガスから取得し、通知に必要な範囲およびサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発に必要な範囲でそのお客さま情報を利用いたします。
- 大阪ガスは電力小売事業のために必要な範囲で、お客さま情報を小売電気事業者、送配電事業者または配電事業者(以下、「送配電事業者等」といいます。)、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。

2. 契約のお申込みについて

- 積水ハウスは、大阪ガスの代理人として、「積水ハウスオーナーでんき需給契約」をお客さまとの間で締結いたします。
- 「積水ハウスオーナーでんき需給契約」を締結することを希望される場合は、直接のお申込みのほか、インターネット等により積水ハウスにお申込みいただけます。
- 積水ハウスおよび大阪ガスは、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況(すでに消滅しているものを含む積水ハウスおよび大阪ガスとの他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合および積水ハウスおよび大阪ガスが適当でないと判断した場合には、お申込みを承諾できないことがあります。
- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を他の小売電気事業者から当社に変更される場合には、現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は当社が代行して行います。

3. 契約内容について

- 契約内容の詳細は積水ハウスおよび大阪ガスが定める「積水ハウスオーナーでんき供給約款」によるものといたします。
- 積水ハウスおよび大阪ガスは、電気事業法において定められている契約締結前および契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、「積水ハウスオーナーでんき需給契約」重要事項説明書および「積水ハウスオーナーでんき供給約款」を積水ハウスのホームページに掲載する方法によりこれを提供します。
- 積水ハウスおよび大阪ガスは、「積水ハウスオーナーでんき供給約款」を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の「積水ハウスオーナーでんき供給約款」によります。お客さまは、変更後の「積水ハウスオーナーでんき供給約款」に異議がある場合、解約することができます。
- 積水ハウスおよび大阪ガスは、「積水ハウスオーナーでんき供給約款」または「積水ハウスオーナーでんき需給契約」の内容を変更した場合、変更後の「積水ハウスオーナーでんき供給約款」を積水ハウスおよび大阪ガスのホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- 「積水ハウスオーナーでんき供給約款」または「積水ハウスオーナーでんき需給契約」の内容を変更する場合において、次に定める場合を除き、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明および書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他積水ハウスおよび大阪ガスが適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。

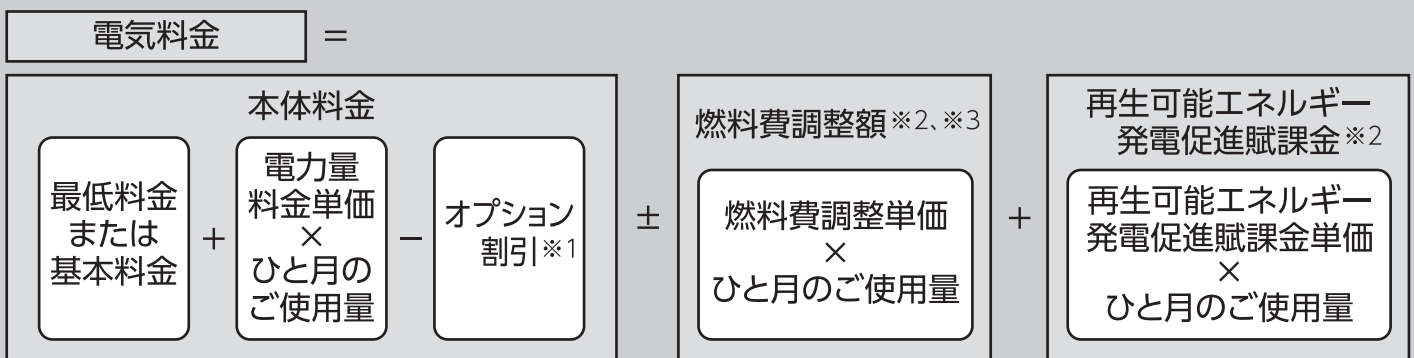
- 「積水ハウスオーナーでんき供給約款」または「積水ハウスオーナーでんき需給契約」の内容について、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとしたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、これを行わないものとしたします。

4. 供給開始時期について

- 「積水ハウスオーナーでんき需給契約」の締結後、現在ご契約中の小売電気事業者との解約や送配電事業者等との託送供給契約の締結等、大阪ガスによる必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を改めてお知らせいたします。他社から切り替えられる場合の供給開始予定日は、スマートメーターが既に設置されている場合はお申込みから2～3週間後、スマートメーターが現在設置されていない場合はお申込みから2週間～1ヵ月半後となります。
ただし、手続きの都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合や、お知らせした供給開始予定日が、変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。
- 現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者等がスマートメーターを設置いたします。
- 供給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の2営業日前までに積水ハウスまたは大阪ガスへその旨をお申し出いただく必要があります。

5. 料金について

- 電気料金には毎月、燃料費調整額を加減いたします。また、電気料金の一部として、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。



※1 オプション割引のある料金メニューの場合。

※2 最低料金分については最低料金に適用される燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を申し受けます。

※3 適用エリアでは離島ユニバーサルサービス調整額も加減いたします。

- 燃料費が高い場合およびお客さまの電気の使用状況によっては、これまでの料金と比べ高くなる場合があります。
- 料金シミュレーション結果は、お客さまの電気使用実績に基づく推定値となります。ご使用状況や気候の変化等による電気ご使用量の変動、燃料費等調整額等の事由により、料金シミュレーション結果と実際の電気料金は異なります。

6. 料金算定の方法とお支払いについて

- 検針および使用量の算定は、送配電事業者等が託送供給等約款等に基づき行います。その結果を大阪ガスが受け取り「積水ハウスオーナーでんき供給約款」の定めに基づき電気料金を算定いたします。
- 料金算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合や、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間が24日以下または36日以上となった場合には、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。その場合には、所定の計算式に基づき、

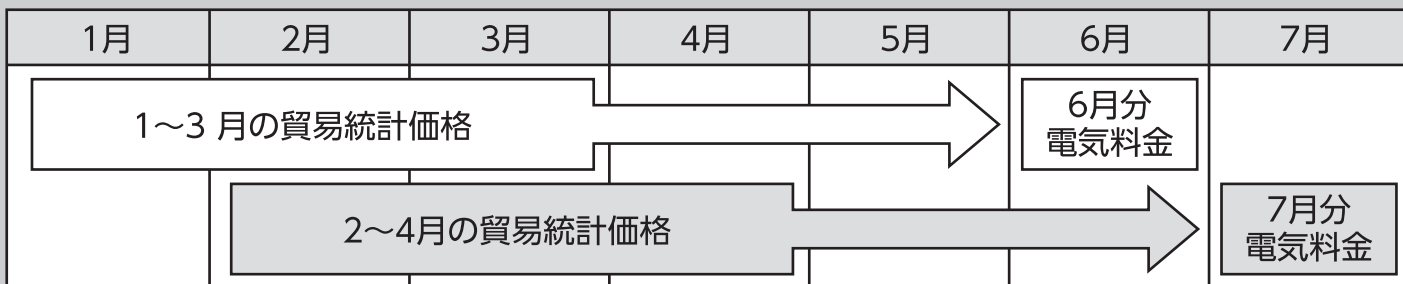
基本料金または最低料金は使用日数に応じて日割計算をし、段階制の電力量料金についてはそれぞれの段階の範囲を日割計算によって区分し、算定いたします。ただし、大阪ガスの都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。

- 電気のご使用量および電気料金は、積水ハウスの会員専用サイト「Netオーナーズクラブ」またその他の方法にてお知らせいたします。検針票等の書面によるお知らせはありません。電気料金は大阪ガスより請求いたします。検針票の送付をご希望の場合は、有料となります。
- 電気料金は「積水ハウスオーナーでんき供給約款」に定める方法（口座振替、クレジットカード払いまたは当社が指定する方法）で、支払期日までに毎月お支払いいただきます。支払期日は、「積水ハウスオーナーでんき供給約款」に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- 支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、「積水ハウスオーナーでんき供給約款」の定めに基づき延滞利息を申し受けます。
- 支払期日を経過してもなお料金（積水ハウスおよび大阪ガスとその他の契約の料金を含みます。）、延滞利息または「積水ハウスオーナーでんき供給約款」に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等大阪ガスが「積水ハウスオーナーでんき供給約款」で定める一定の事由に該当するときは、大阪ガスは15日前を目安に通知のうえ契約を解約することがあります。電気の解約に先立ち、請求書をお送りするときは、大阪ガスは、そのお客さまに対し、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として330円（税込）を申し受けます。

7. 燃料費調整および離島ユニバーサル調整について

- 原油やLNG、石炭価格の変動を燃料費調整によって毎月の電気料金に反映いたします。
- 各月に適用する燃料費調整単価は、3ヵ月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2ヵ月後の電気料金に反映いたします。

【料金への反映タイミングについて(例)】



- 燃料費調整額および離島ユニバーサル調整額の算定に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次のとおり算定いたします。

	平均燃料価格	燃料費調整	燃料費調整の算定方法
基準燃料価格	基準燃料価格を上回る場合	プラス調整	燃料費調整単価 $=(\text{平均燃料価格}-\text{基準燃料価格})\times\text{基準単価}/1,000$
	基準燃料価格以下の場合	マイナス調整	燃料費調整単価 $=(\text{基準燃料価格}-\text{平均燃料価格})\times\text{基準単価}/1,000$

- 各エリアごとの基準燃料価格は下記のとおりとなります。

エリア	燃料費調整の基準燃料価格	離島ユニバーサル調整の基準燃料価格
関西電力送配電	27,100円	—
中国電力ネットワーク	80,300円	79,300円
四国電力送配電	80,000円	—

- 平均燃料価格は財務省貿易統計をもとに次のとおり算定いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma \text{ (100円未満四捨五入)}$$

A: 平均燃料価格算定期間における 1kl あたりの平均原油価格

B: 平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均LNG価格

C: 平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均石炭価格

- 各エリアごとの α 、 β 、 γ および基準単価は下記のとおりとなります。

(1) 燃料費調整

< α 、 β 、 γ >

エリア	α	β	γ
関西電力送配電	0.0140	0.3483	0.7227
中国電力ネットワーク	0.0406	0.0992	1.1994
四国電力送配電	0.0875	0.0770	1.1770

<基準単価>

エリア	最低料金適用の契約種別		左記以外
	最低料金	電力量料金	電力量料金
関西電力送配電	2.475円	0.165円	0.165円
中国電力ネットワーク	3.185円	0.212円	0.212円
四国電力送配電	1.694円	0.154円	0.154円

(2) 離島ユニバーサル調整

< α 、 β 、 γ >

エリア	α	β	γ
関西電力送配電	—	—	—
中国電力ネットワーク	1.0000	0.0000	0.0000
四国電力送配電	—	—	—

<基準単価>

エリア	最低料金適用の契約種別		左記以外
	最低料金	電力量料金	電力量料金
関西電力送配電	—	—	—
中国電力ネットワーク	0.017円	0.001円	0.001円
四国電力送配電	—	—	—

- 各月に適用する燃料費調整単価は適用の2ヵ月前の月末に大阪ガスのホームページにてお知らせいたします。最新の燃料費調整単価や平均燃料価格の推移については、大阪ガスのホームページにてご確認ください。



8. 契約期間、契約の変更および解約について

- 契約期間は、需給開始日以降1年目の日までといたします。
- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を当社から他の小売電気事業者に変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し契約のお申込みをしていただきます(積水ハウスまたは大阪ガスへの解約のお申し出は不要です)。
- 契約の変更や解約を希望される場合は、積水ハウスまたは大阪ガスへお申し付けください。転宅等により解約される場合は、解約を希望される日の前日の15時までに積水ハウスまたは大阪ガスへお申し出いただく必要があります。

- 契約期間満了に先だつて需給契約の解約または変更がない場合は、契約期間満了後も同一条件、同一期間で自動更新いたします。更新後の契約期間等は、書面、電子メール、インターネット上での開示等積水ハウスおよび大阪ガスが適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- クーリング・オフにより契約を解除された場合や積水ハウスまたは大阪ガスから契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申込みいただく、または送配電事業者等による最終保障供給をお申込みいただく必要があります。
- お客さまが、積水ハウスまたは大阪ガスに通知をされないで需要場所から移転され電気を使用されていないことが明らかな場合や、お客さまの責めとなる理由により保安上の危険を生じた場合等には、積水ハウスまたは大阪ガスは需給契約を解約することがあります。

9. その他

- 託送供給等約款等の定めに従い、供給電気方式および供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルト、動力契約の場合は交流3相3線式標準電圧200ボルトとなり、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツとなります。
- 契約容量、契約電力は、需要場所における小売事業者の変更により積水ハウスおよび大阪ガスとの需給契約を締結する場合は、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の値とするほか、積水ハウスオーナーでんき供給約款の定めに従い定めることといたします。
- お客さまが新たに電気を使用される場合等で、新たに配電設備や供給設備等を施設するときや、新たな電気の使用等に伴わないでお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
- 送配電事業者等の指示や災害の発生等により電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、積水ハウスおよび大阪ガスの責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、積水ハウスおよび大阪ガスは損害賠償責任を負わないものといたします。
- ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまにて講じていただきますようお願いいたします。
- 積水ハウスおよび大阪ガスまたは送配電事業者等が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款等におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益となる事項が発生する可能性があります。また、分散型発電システム等の系統連系申請中に小売電気事業者を変更した場合、系統連系の再申請が必要となる可能性があります。

積水ハウスオーナーでんきの料金単価

関西電力送配電管内

■ 積水ハウスオーナーでんきA

区分		単位	料金単価(税込)
最低料金	最初の15kWhまで	1契約	466.57円
電力量料金	120kWhまで	1kWh	20.21円
	120kWhをこえ350kWhまで		24.80円
	350kWhをこえる分		27.72円

■ 積水ハウスオーナーでんきB

区分		単位	料金単価(税込)
基本料金	契約容量1kVAにつき	1契約	423.76円
電力量料金	120kWhまで	1kWh	16.75円
	120kWhをこえ350kWhまで		20.46円
	350kWhをこえる分		22.67円

■ 積水ハウスオーナーでんき動力

区分		単位	料金単価(税込)
基本料金	契約容量1kWにつき	1契約	1,076.07円
電力量料金	夏季料金 ※1	1kWh	14.34円
	その他季料金 ※2		12.85円

■ 積水ハウスオーナーでんきA

区分		単位	料金単価(税込)
最低料金	最初の15kWhまで	1契約	647.68円
電力量料金	120kWhまで	1kWh	32.75円
	120kWhをこえ300kWhまで		39.43円
	300kWhをこえる分		41.55円

■ 積水ハウスオーナーでんきB

区分		単位	料金単価(税込)
基本料金	契約容量1kVAにつき	1契約	436.74円
電力量料金	120kWhまで	1kWh	30.06円
	120kWhをこえ300kWhまで		36.15円
	300kWhをこえる分		38.02円

■ 積水ハウスオーナーでんき動力

区分		単位	料金単価(税込)
基本料金	契約容量1kWにつき	1契約	1,106.52円
電力量料金	夏季料金 ※1	1kWh	26.79円
	その他季料金 ※2		25.50円

■ 積水ハウスオーナーでんきA

区分		単位	料金単価(税込)
最低料金	最初の11kWhまで	1契約	662.88円
電力量料金	120kWhまで	1kWh	30.46円
	120kWhをこえ300kWhまで		37.04円
	300kWhをこえる分		38.41円

■ 積水ハウスオーナーでんきB

区分		単位	料金単価(税込)
基本料金	契約容量1kVAにつき	1契約	385.87円
電力量料金	120kWhまで	1kWh	27.24円
	120kWhをこえ300kWhまで		32.77円
	300kWhをこえる分		35.69円

■ 積水ハウスオーナーでんき動力

区分		単位	料金単価(税込)
基本料金	契約容量1kWにつき	1契約	1,124.52円
電力量料金	夏季料金 ※1	1kWh	25.96円
	その他季料金 ※2		24.52円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

[適用範囲]

■ 積水ハウスオーナーでんきA

積水ハウスにより建築された建築物で、電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①使用する最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

■ 積水ハウスオーナーでんきB

積水ハウスにより建築された建築物で、電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が50キロワット未満であること。なお当該料金メニューの契約容量は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約容量の値といたします。

■ 積水ハウスオーナーでんき動力

積水ハウスにより建築された建築物で、動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ①契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ②1需要場所においてあわせて契約する従量電灯の最大需要容量または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
- ③同一の需要場所において、同一の名義により、当社の従量電灯とあわせて契約すること。なお当該料金メニューの契約電力は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約電力の値といたします。

※1. 夏季：7月～9月のご使用分に適用

※2. その他季：1月～6月および10月～12月のご使用分に適用

○お問い合わせ先 積水ハウス株式会社(代理事業者)
〒531-0076 大阪市北区大淀中一丁目1番88号
梅田スカイビルタワーイースト
積水ハウス オーナーサポートデスク
フリーダイヤル **0120-817-500**
(9:00～18:00 ※12月31日～1月3日を除く)

○小売電気事業者 大阪ガス株式会社(小売電気事業者登録番号A0048)
○事業者住所 大阪府中央区平野町四丁目1番2号
○お問い合わせ先 大阪ガスグッドライフコール
フリーダイヤル **0120-000-555**
(全日9:00～19:00)
※非常変災時等にはやむを得ず受付時間を変更する場合があります。